

第 49 号議案

国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 12 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案

国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(平成26年12月国立市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1項ウの項利用者負担額(月額)の欄中

「

16,100
(8,000)

」を「

14,100
(7,000)

」に

改め、同表の備考第5項中「及び第45条」を「、第7条の2第4項及び第

5 項、第 7 条の 3 第 2 項並びに第 4 5 条」に改める。

#### 付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 新条例の規定は、この条例の適用の日以後に行われる教育又は保育の実施に係る利用者負担額について適用し、同日前に行われた教育又は保育の実施に係る利用者負担額については、なお従前の例による。